

職員の給与に関する条例

平成11年7月1日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 職員の給与については、条例又は規則で別に定める場合を除くほか、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）の例による。

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、宿日直手当に関する規定を除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により市町村から派遣されている職員については、適用しない。

(級別基準職務表)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、同表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成12年2月28日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月4日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月8日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月30日条例第1号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第1条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(改定日前の異動者の号給の調整)

2 令和7年4月1日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異に

して異動した職員及び規則で定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第2条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び第2条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 級別基準職務表（第4条関係）

職務の級	基準となる職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	主幹の職務
6 級	困難な業務を分掌する主幹の職務
7 級	マネージャーの職務
8 級	事務局長の職務